

香川県の高病原性鳥インフルエンザの続発状況を踏まえた  
緊急提言

令和2年11月24日  
家畜衛生部会  
家きん疾病小委員会

- 1 過去の海外の事例では、限定されたエリアにおける短期間での続発について、多くの渡り鳥の飛来のほか、人、機材、車両等による農場間の伝播、長期間の防疫措置による環境中のウイルス量の増加等の様々な要因により、発生した可能性がある旨が報告されている。
- 2 今回の香川県での続発事例においても、これまでの疫学調査チームの現地調査により小型野生動物の侵入、人・物等の疫学関連による伝播の可能性が指摘されているほか、環境的な要因として、ため池等の地理的状况から、野鳥の集団が持ち込んだウイルスの量が環境中で高まっていること、また、養鶏密集地域において環境中のウイルス量が増大していったこと等が想定される。
- 3 以上を踏まえれば、香川県における3～8例目は、1例目の発生農場を中心に半径3kmの区域に設定された移動制限区域内で発生しており、移動制限区域内ではウイルス量が増大していることを念頭に行動することが重要である。
- 4 具体的には、①農場における早期通報、②家きん舎壁の隙間を塞ぐ等の小型野生動物の侵入防止、③家きん舎ごとの手袋及び長靴の交換等の飼養衛生管理の徹底、④畜舎周りの消毒、⑤関連事業者も協力して行う資材・機材消毒並びに⑥地域における車両消毒、ため池周辺や発生農場周囲の主要道路等の消毒、野鳥対策等についての地域の関係者が一体となった取組を徹底して行うことが必要である。
- 5 また、防疫措置についても、防疫指針に基づいて、焼埋却、消毒等の措置を迅速かつ確実に実行していくことが必要である。
- 6 一刻も早く防疫措置を完了し、続発を防ぐために、4及び5について国、県、市町村及び養鶏業者だけでなく、関連事業者、地域住民が一体となった取組を実施することを提言する。
- 7 また、今後の疫学調査の中で、侵入及び感染拡大要因について情報収集・検証を進め、防疫対策に活用していくことが重要である。
- 8 なお、今シーズンの高病原性鳥インフルエンザについては、海外でも発生が続き、国内の野鳥でも相次いでウイルスが確認されていることから、全国的にも、例年よりも感染リスクが高い状況にあることを意識し、引き続き、飼養衛生管理を徹底し、更なる警戒に努める必要がある。